

# 行政だより

## 多摩環境事務所の産業廃棄物への取組み

今回の行政だよりは、多摩環境事務所廃棄物対策課の取組み内容についてです。

### 1. 多摩地域の課題

- (1) 多摩地域には、区部と比べて山間地や広い空地が多く、野焼き・野積み・不法投棄しやすい状況にあります。



コンパネの野焼き



建設廃棄物の野積み



不法投棄現場

- (2) 多摩地域には、従来から産業廃棄物の焼却施設が多く、平成14年12月1日に廃棄物処理法に基づく構造基準及び維持管理基準が強化されたために、20事業所、23施設、26炉が稼働を停止しました。これらの施設のうち、未解体の施設に対する監視・指導が必要です。
- (3) 多摩地域には、産業廃棄物の中間処理施設が多数あり、扱う廃棄物の保管量が許可内容を大幅に超過したり、破碎処理が不十分等の課題を抱えています。

### 2. 当課の対応

当課では野焼き・野積み・不法投棄等の違法行為に対して、平日はもとより、休日にもパトロールを実施しています。その効果として、解体業者や型枠業者による野焼きは減少傾向にあります。野積みは増加する傾向にあり、パトロールの必要性がさらに高まっています。

#### (1) 改善事例

これまでの改善事例を紹介します。

##### ① 野焼きの改善例

野焼きを継続的に行い、テレビでも放映された型枠業者に野焼きの中止を指導したところ、自社敷地内に破碎機と焼却炉を設置した事業所があります。



設置された破碎機と貯蔵施設

## ② 野積みの改善例

住宅地に隣接する空地での解体廃棄物の野積みに対して、自治会から指導依頼がありました。事業者は、都の指導を受け2ヶ月間で約500㎡の廃棄物を撤去しました。この指導に対して、地元自治会から環境局長宛にお礼状が届きました。



## (2) 行政処分

平成14年度は事業停止処分を3件行いましたが、今年度は産業廃棄物を無許可で保管していた業者に対して許可の取消処分を行いました。



この業者は、平成15年2月に多量の特別管理産業廃棄物（医療系廃棄物及びクリーニング廃棄物）を無許可で八王子市内に保管し、そのまま行方が分からなくなりました。このことは、積替え保管を行うには許可を受けなければならないと規定した廃棄物処理法に違反しているため、許可を取り消しました。

なお、保管されたままになっていた廃棄物は、この業者に処理を委託した排出事業者が現状回復を指導し、5月末までに全て撤去させています。

## (3) 許可業者に対する規制指導

課題にもあるとおり、破碎処理が不十分（廃プラスチック類の破碎処理後物の大きさが、おおむね15cm以下になっていない。）な中間処理業者がかなりあることから、今年度は中間処理業者に対する立入検査を重点的に行う予定です。